

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席議員 .....	1
第 1 会議録署名議員の指名 .....	5
第 2 報告第 8 号 健全化判断比率及び資金不足比率について .....	5
第 3 報告第 9 号 放棄した債権の報告について .....	6
第 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて .....	6
第 5 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて .....	7
第 6 議案第 4 7 号 利府町図書館建設基金条例を廃止する条例 .....	8
第 7 議案第 4 8 号 利府町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例 .....	8
第 8 議案第 4 9 号 利府町都市公園条例等の一部を改正する条例 .....	9
第 9 議案第 5 0 号 利府町手数料条例の一部を改正する条例 .....	13
第 1 0 議案第 5 1 号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例 .....	14
第 1 1 議案第 5 2 号 令和 3 年度利府町一般会計補正予算 .....	15
第 1 2 議案第 5 3 号 令和 3 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算 .....	38
第 1 3 議案第 5 4 号 令和 3 年度利府町介護保険特別会計補正予算 .....	39
第 1 4 議案第 5 5 号 令和 3 年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算 .....	39
第 1 5 議案第 5 6 号 令和 3 年度利府町町営墓地特別会計補正予算 .....	40
第 1 6 議案第 5 7 号 令和 3 年度利府町水道事業会計補正予算 .....	42
第 1 7 議案第 5 8 号 令和 3 年度利府町下水道事業会計補正予算 .....	42
第 1 8 議案第 5 9 号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について .....	43
第 1 9 議案第 6 0 号 教育長の任命について .....	45
第 2 0 議案第 6 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	47
第 2 1 議案第 6 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	47

令和3年9月定例会会議録（9月10日金曜日分）

第22	認定第1号	令和2年度利府町一般会計歳入歳出決算	48
第23	認定第2号	令和2年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	48
第24	認定第3号	令和2年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算	48
第25	認定第4号	令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	49
第26	認定第5号	令和2年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算	49
第27	認定第6号	令和2年度利府町水道事業会計決算	49
第28	認定第7号	令和2年度利府町下水道会計決算	49

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和3年9月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
12番	高久時男君	13番	及川智善君
14番	永野涉君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	鈴木忠美君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

11番	土村秀俊君
-----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
総務部総務課長	嶋正美君
総務部危機対策課長	郷家洋悦君
企画部長	鎌田功紀君
企画部秘書政策課長	千田耕也君
企画部財政課長	藤岡章夫君
町民生活部長	名取仁志君
町民生活部町民課長	鈴木真由美君
町民生活部税務課長	堀越伸二君
町民生活部生活環境課長	福島俊君

令和3年9月定例会会議録（9月10日金曜日分）

保健福祉部長	鈴木久仁子	君
保健福祉部地域福祉課長	佐々木辰己	君
保健福祉部子ども支援課長	谷津匡昭	君
保健福祉部健康推進課長	小畑香代	君
経済産業部長	佐藤浩幸	君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	上野昭博	君
経済産業部商工観光課長	郷右近啓一	君
都市開発部長	近江信治	君
都市開発部都市整備課長	鈴木喜宏	君
都市開発部施設管理課長	戸枝潤也	君
上下水道部長	菅野勇	君
上下水道部上下水道課長	鈴木義光	君
会計管理者	鈴木則昭	君
教育長	本明陽一	君
教育部長	菊池信行	君
教育部教育総務課長	大谷浩貴	君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	鎌田輝久	君
代表監査委員	宮城正義	君

---

事務局職員出席者

事務局長	庄司英夫	君
局長補佐兼議事係長	大枝大将	君
主任	青砥裕司	君

---

議事日程（第3日）

令和3年9月10日（金曜日） 午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率について

- 第 3 報告第 9号 放棄した債権の報告について
- 第 4 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第47号 利府町図書館建設基金条例を廃止する条例
- 第 7 議案第48号 利府町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例
- 第 8 議案第49号 利府町都市公園条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第50号 利府町手数料条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第51号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第52号 令和3年度利府町一般会計補正予算
- 第12 議案第53号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第54号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第55号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第15 議案第56号 令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第16 議案第57号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算
- 第17 議案第58号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第18 議案第59号 利府町固定資産評価委員会委員の選任について
- 第19 議案第60号 教育長の任命について
- 第20 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第21 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第22 認定第 1号 令和2年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 2号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 3号 令和2年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 4号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 5号 令和2年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 6号 令和2年度利府町水道事業会計決算の認定について
- 第28 認定第 7号 令和2年度利府町下水道事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

11番 土村秀俊君から欠席届が提出されております。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 伊勢英昭君、9番 安田知己君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

---

### 日程第2 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。8番 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） この財政健全化に関する資料ですけれども、最初の3つですよね。これは、黒字になっているということですが、将来負担比率がやはり例年ちょっとパーセンテージが上がってきているわけです。例えば、平成30年度だと6.0%、それから、昨年令和元年度は33.6%、今年が、今年というか令和2年度が53.8%というふうに、徐々に上がってきているわけですね。

この要因は、やはり公債費の増加ではないかとは私は思っておるんですけれども、今後の見通し、次年度からの見通しと、それから、例えば債務があるわけですから、その債務の管理計画とか、それから返済計画、そういうものがしっかりしたものかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 伊勢議員の御質問にお答えいたします。

こちら、公債費比率、将来負担比率ですか、53.8%の内容でございますが、議員おっしゃるとおり、公債費の借入額の地方債残高の増加によるものが主な原因となっております。

またあと、一部事務組合等含めた全体の内容ということになっておりましたので、例えば東部衛生事務組合などの額なども入ってございます。

また、退職手当関係の負担見込額、そういったものも入っております、今回の53.8%となった原因でございます。

今後の返済等の計画につきましては、当然ながら、財政計画だったり、財政の分析をしながら計画的に、そして、1 ページ、議案の資料の中の2枚目に記載の350.0ですね、将来負担比率、350.0を超えるとイエローカードとしまして、国のほうから様々な指導が入りますので、この350を超えないように計画的に運営していくというような状況になっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） ございませんか。質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

---

### 日程第3 報告第9号 放棄した債権の報告について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第9号放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第9号放棄した債権の報告についての報告を終わります。

---

### 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第6号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

日程第6 議案第47号 利府町図書館建設基金条例を廃止する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、議案第47号利府町図書館建設基金条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第47号利府町図書館建設基金条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第48号 利府町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、議案第48号利府町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第48号利府町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第49号 利府町都市公園条例等の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、議案第49号利府町都市公園条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久議員。

○12番（高久時男君） それでは、今回指定管理に移行するということなんですけれども、その指定管理者の維持管理に関する業務の範囲というものを教えていただきたいと思います。

というのは、以前はスポーツ振興係が行っていた業務だと思うんですけれども、中央公園にしろ、北公園にしろ、除草とか植栽の管理が行き届いていないというのが見受けられました。

はっきり言って、四、五人のスポーツ振興係でその除草の範囲までも入れるというのは、なかなか今まで自分たちでやっていたらうけれども、行き届くわけがない。それで、今回新たに指定管理ということなんですけれども、その辺が入っているのかどうか。

入っていない場合、そういったことを今後どうしていくのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 高久議員の御質問にお答えいたします。

まず、指定管理者制度に移行した場合の業務の範囲でございますけれども、特に除草などということではございましたが、そちらの業務も指定管理者の業務のほうに移行する予定でございます。

そのほか、現在は直営部分でスポーツ振興係が町主催の教育委員会主催の各種事業などもやっておりますけれども、そういった事業関連の部分も指定管理者のほうに移行する予定となっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今までも年間500万円、600万円で中央公園の広場とか、北公園の野球場の内部と北公園の広場、そこは業者が月2回ぐらい入って除草していました。それ以外もいけるのかどうか。その辺確認します。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

現状指定管理者制度に移行した場合にお任せする業務なんですけれども、今町の職員、教育委員会の職員が実施している業務までということで考えておりますので、例えば、これまで総合補助金などの中で町内会に対応していただいた分とかというのは、指定管理の業務に移行する考えはございません。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 確かに地域の町内会、自治会でやっている部分もあります。

ただ、都市公園管理とか、いろいろな管理でその自治会が行政区で頂いているお金もありますけれども、あくまでもその辺の範囲というのは、月1回の掃除とか、そういった範囲ですよ。

除草は入っているんですか。今までのもので。やってはいますけれども、そういうの実際に入っていると明記されているんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 総合補助金の中に除草の経費、草刈り機を出した場とか、出していないとかでの算定もあったかと思っておりますので、そういったものも含まれていると考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） じゃ、指定管理制度に移行するメリットとデメリット、ちょっと具体的に教えていただきたいと思えます。

大体は理解しているつもりではあるんですけども、立場上デメリットが言いにくいというのであれば、それは言わなくてもいいんですけども、特にメリットについて、例えば町民へのサービスがよくなるよとか、そういったところちょっと教えていただけますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

まず、メリットと考えている部分ですが、民間の力をお借りすることで、そのノウハウを最大限に活用することで、町民サービスのスポーツ振興のほうにつながっていくと考えております。

それで、利用者の拡大につながればと考えております。

また、これまでですと、町の職員、教育委員会職員がやっていた部分と委託業者がやっ

た部分、それぞれ分けていましたので、それを全て指定管理者が行うということになってくれば、トータルのコスト縮減というものも見込まれると考えております。

デメリットの部分は、あまり想定していないですけれども、例えば選定する業者の経営基盤が安定していないようなところになってしまった場合は、契約を例えば5年間継続していくというのが難しくなる場合もありますので、そのようにならないように、しっかりと事業者選定をしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） このメリットの1つに、民間のノウハウを生かしたサービスの向上というのがあると思うんです。このサービス向上のためには、やっぱり町民の声が直接反映されること、あとは、利府町の地域を理解して、あと継続的にその専門性を発揮できる職員が配置されること、そういったことが求められているのではないかなと思うんですよ。

指定管理者制度って5年間ですよ。5年目以降は、この継続して指定管理者となる保証もない中で、この長期にわたる計画的な人員の育成とか、あとは雇用という面で、ちょっと難しくなるのではないのかなと思うんですが、その辺に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

ただいまの御質問につきましては、事業者の選定の審査で充実したサービスの提供ができる職員の配置、そういった事項も評価の点数で出す採点項目の1つとなっております。

なので、しっかりとした形で町民の声が吸い上げられように、そのような業者を選定していきたいと考えています。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） もう一回聞きますけれども、その指定管理者制度になると、今まで以上に各施設で直接利用者に顔を合わせるのが、それが指定管理者になるわけですよ。そうすると、この町民の声とか要望とかが町当局に伝わるのに時間がかかってしまったり、あとは、町当局の速やかな対応が難しいと、そういったことも考えられるのではないのかなと思うんですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

まず、町民の声が町のほうに届かなくなる可能性があるのではないかということでございま

すが、その辺につきましては、決まった指定管理の業者と定期的に連絡を密にしていきながら、これまでよりもサービスなどが低下しないように、調整をしていきたいと考えております。

また、現在ですと委託業者から話を受けて町が動くというような、2段階のプロセスになっている部分もありましたが、指定管理者として全て任せるということになることで、逆に速やかに町民の声聞こえる部分というのものもあるかと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑。2番 渡邊議員。

○2番（渡邊博恵君） 体育施設の現場ではいろいろなことが起こります。その中で今度指定管理になると、職員がいらっしやらないんですね。あそこの事務所に。そうしたときに、本当にスムーズな、そういう動きができるのかどうか。

今でも多分いろいろなことがあって、すごく時間がかかることがいっぱいある中で、その指定管理というもので、例えばリフノスも指定管理になりましたけれども、職員がいらっしやらないときに何かあったときに、今当局と指定管理者とのコミュニケーションというか、現場で何かあったときのそういうのとか、スムーズにいつているのでしょうか。

その経験を踏まえて、僅かですけれども、こういう緊急事態宣言になりまして、今閉鎖しておりますけれども、ちょっとの間に何かそういう、本当はサービス向上とか言いながら、皆さんの何かのお願いとかあったときに、いや、職員さんがいないので分かりませんよとか、町に聞かないと分かりませんよといって時間がかかっているようなことはございませんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 2番 渡邊議員の御質問にお答えいたします。

まず、職員が現場にいなくなることで不具合でございますけれども、例えば今お話がありましたリフノスにつきましては、指定管理に移行してから最低1回、月1回は数時間、1時間、2時間のミーティング、打合せを我々のほうとしておるところでございます。

そういった中で、現場でのトラブルだったりとか、今後の対処方法なども詰めさせていただいているほか、その月1回だけではなくて、必要があれば随時職員が指定管理の業者と調整しておりますので、きちんと軌道に乗れば、そのような不具合は出てこないと考えております。

当局施設の部分につきましても、体育館とかプールに職員がいなくなるわけでございますが、リフノスと同じように、定期的な業者との連携のほかに生涯学習課のほうにいろいろと不具合がある部分を申出いただければ、そのような中でトラブルがないように進めていきたいと考え

ております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） これからのことなんですけれども、そういうふうには、私たちは指定管理になったときにサービス向上、サービス向上と言われますけれども、どの部分までというのがすごく心配なんです。

さっきの高久議員ではないですけれども、北公園もちゃんと除草はしていただいているんですが、その遊歩道のところを先日見てまいりましたら、草がぼうぼうで、全然刈られていない状態で、それでは防犯上も私はすごく死角ができるなど。トイレの周りももう少し明るくしていただきたいな。怖くてトイレに入れられないような状態を見てきたんですけれども、その仕様書とか、指定管理者に頼むときの仕様書とか契約書とかは開示していただけるのでしょうか。見たいと言ったら見せていただけるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 業者に頼む仕様の部分につきましては、また募集要綱をホームページなどで公開させていただいて、その中で事業者説明会などの際に使用する仕様書なども出来上がりますので、そういったものは公開していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第49号利府町都市公園条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第50号 利府町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第50号利府町手数料条例の一部を改正する条例を議題

とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第50号利府町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第51号 利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第51号利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第51号利府町特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号 令和3年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第52号令和3年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

なお、質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後をお願いいたします。また、質疑は重複しないよう、関連質疑で対応するようお願いをいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、2点お伺いいたします。

13ページお願いいたします。

全員協議会でもお話いただきましたけれども、利府町史の編さんについてであります。今回全員協議会でお話いただいたときに、スケジュールが4年間とありました。その4年間とした理由をお伺いいたします。

それから、委員会の委員の人数と選定方法をお伺いいたします。

それから、基本方針のほうで④で広く町民に親しまれるようにということで、若い世代にも分かりやすいような文章表現ということでありまして、今時代的に堅いものと柔らかいものと作っている自治体もあるんですけれども、どのような形で、2種類作るのか、それとも全体を柔らかい形にするのかお伺いいたします。

それから2点目、18ページお願いします。

3款2項7目7節のひとり親家庭支援品のものになりますけれども、一般質問でもしたものですみませんけれども、これは県の補助を受けて、利府産米を町内の独り親の家庭にお届けするというごさいましたが、配布方法、昨年と同様なのか、昨年配布した際に何か問題があつて、それを今回は改善するというような点がありましたらお伺いしたいと思います。

それから、配布の時期をお伺いします。配布するときなんですが、何か支援のリーフレットなどを同封する予定があるのかお伺いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） まず、1点目、総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目のスケジュール、全員協議会のほうで説明をした際に、4年間ということで、そ

の4年間の設定についてということだと思っておりますが、今回この補正予算のほう、予算のほう御承認いただきましたら、業者の委託のほうの事務のほうを進めてまいります。

4年というのが令和3年度、今年度から実際今年度半年、その中にも契約事務等もございますので、それも含めまして、最終年度令和6年度までの実質編さん事業としては3年間ぐらいを検討しております。

2つ目の人員につきましては、全員協議会のほうでも御説明いたしましたが、学識経験者等10名以内で設置しようという考えであります。

そちらのほうは、芸術文化であったり、教育関係であったり、農業関係とか、そういった方の中から選出したいというふうに考えております。

3点目の分かりやすいような文章表現とか、そういうことだと思っておりますが、そちらにつきましては、今回作成するもの、2つ作るとか、そういうことではなく、今回作成するものをそういった、今使われるような言葉のほうで作成したいというふうに考えています。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、2点目ですが、配布方法につきましては、前年はイオンなどで配布のほうを行っていましたが、今年に関しましては、交流館等の公共施設のほうで配布を行いたいと考えております。

また、時期につきましては、新米を提供したいと考えておりますので、11月以降に配布をする予定としております。

リーフレット等につきましては、なるべく多く支援につながるように、リーフレット、パンフレット等を入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） スケジュールのほうに関しまして、委託するので契約期間で4年、編さんするのが3年ということでありましたけれども、今後委員の皆さんと編さん業務をしていくかと思うんですが、その中で方針の中に過去の部分にはあまり触れないでという内容がありました。それでも、委員の皆さんからやはり過去のものでももう少し入れたほうがいいんじゃないかという声が上がったときに、やはり時間がほかの自治体だと長いところでは8年とかかけているところもあります。

そのような意見も酌みながら進めることができないのかお伺いいたします。

それから、この先ほど学識経験者であったりとかというふうな声がありましたけれども、やはりこれは、町民の皆様、学識……、言い方はありますけれども、すごく町の歴史というものとか、未来史のことにすごくいろいろな思いを持っている方もいらっしゃると思います。そういう方もぜひ参加できるような形がいいのかなと思います。

そういう面では、委員会が立ち上がりますが、ワークショップ的なものも考えていただけないかというふうに思っております。

それから、編さんの進捗状況をホームページとかに公開をして、町民を巻き込んで編さんをしている他自治体もあります。このような形で、しっかりと町民の皆様と一緒に作っていくというふうな考えが大事なのではないかというふうに思いますので、町の考えをお伺いいたします。

それから、2点目の独り親のほうでございますけれども、今回はまた配布方法が違っているということで、しっかりと周知していただきたいと思いますが、先ほど言いました支援のリーフレットの同封の部分で、今国と県がひとり親自立促進パッケージというものを推進しております、これは再三にわたりまして、国のほうも通知しているのですが、なかなか独り親の皆様までこの支援の内容が届いていない現状があります。

宮城県も過去5年間でゼロというふうなすばらしい支援の内容なので、ぜひこの案内を同封していただきたいんですけども、中身的には令和3年度限りの時限措置も含まれているんですね。就業支援の内容が通常は1年のものが6か月になっていまして、デジタル関係などの国家資格だけではなく、民間資格も含まれているというような、ただ、これは令和3年度の時限措置になっているので、本当にこの11月に配布予定という部分では、タイムリーだというふうに思いますので、皆様に行き渡るように、このリーフレットを必ず入れていただきたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） ただいまの御質問のほうにお答えいたします。

初めに、委員の意見等という話でございますが、今回の編さんに当たりましては、主に全員協議会のほうでもちょっと御説明したんですが、行政部分、今まで行政のほうで町が大きく変わってきた、そういったものの記載のほうがございますでした。そちらのほう、大体35年ぐらいの内容が記載されていませんで、大きな部分はそちらになります。

歴史的な部分につきましては、基本現在のものをそのまま再版しようという考え方で、その

中でもどうしても大規模な修正等しなければいけない部分については、歴史のほうも修正させていただきます。

御質問のありました部分につきましては、そういった部分、委員の中から編さん委員会の中で御意見等につきましても参考にはさせていただくというふうには考えております。

先ほどありましたホームページ等への公開とか、そちらのほうにつきましても、今後そういったものを含めて検討したいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

リーフレットのほう確認をさせていただきまして、可能であれば入れていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。9番 安田知己君。

○9番（安田知己君） 3つ質問いたします。

まずは、9ページ、債務負担行為です。体育施設等の管理事業ですけれども、また同じような話になってちょっと申し訳ないんですけれども、今回指定管理へ移行するわけですけれども、この指定管理に移行する施設の1年間の管理運営費って全て合わせるとどのくらいになるのか。それをまずお聞きします。

次は、22ページです。

教育総務費の12節委託費。スクールサポートスタッフ派遣業務委託料、このスクールサポートスタッフは、募集してすぐに見つかるものなのでしょうか。

あとは、スクールサポートスタッフの派遣期間はいつまでなのか、そこをお願いします。

同じく22ページの19節扶助費の就学援助費です。157万9,000円です。これ、6月の一般質問で、本当は今日土村議員いれば土村議員が話すところですが、この就学援助制度の周知を積極的に行ってくれと。行ってほしいということで要望して、7月の夏休み前でしょうか、うちの子供がこれ全員に配られたんだよということで、就業支援制度の案内持ってきました。この速やかな対応に対して本当に心から評価いたしたいと思います。

そこでですが、この年度途中で就学援助費の補正って何か珍しいなと感じたんですけれども、これはどんな理由があってこの補正に出てきたのでしょうか。

以上3つです。お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 1つ目、生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

まず、御質問があった内容は、体育施設等の指定管理事業ということで、5ページの金額のことだと思いますが、5年間の中で7億1,000万円としております。なので、1年間の管理費としましては、1億4,200万円を上限として指定管理者と協定を結んでいきたいと考えています。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） 2つ目の質問にお答えいたします。

スクールサポートスタッフについてなんですけれども、やはり一応10月に予定しております。これから発注するとなると、なかなか会計年度職員というのはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、そこは業務委託をさせていただいて、委託をしてそこから派遣をしていただくような形を取りたいというふうに考えております。

あと、派遣期間につきましては、10月から来年の3月までにしております。

あと、2つ目のほうの就学援助費のことなんですけれども、細かいところというふうになりますけれども、今回1人1台のタブレットを支給しまして、その中で、家庭に持っていただくとということで、Wi-Fiの関係で、結局契約をしていただくような形になります。

それで、Wi-Fi環境がない方に契約をしていただくわけなんですけれども、その中で、就学援助を受けている該当者191名、あと、特別支援学級のお子様のほうについては無償となります。通信費として月1,000円というふうになりますので、9月からになりますので、3月までだと7か月分ということで、そういった細かい数字が出てきております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） まず、指定管理の債務負担行為でちょっと聞き方間違ったんですけれども、1年間に1億4,200万円というような契約になるんですけれども、どのぐらい安くなるのかなと思ったんですよ。今回指定管理で安くなると思うんですけれども、今まで1年間に体育施設とかプールとか、そういったものの管理費用ってどのくらいかかったのかなと思ったので、その費用とちょっと比べてみようかなと思ったんですけれども、もしその数字があればちょっとそれを教えていただきたいなと思いました。

次は、スクールサポートスタッフの派遣なんですけれども、これから募集するんだということなんですけれども、その派遣期間が来年の3月末ということは、また来年度どうなるのかなと思ったんですけれども、来年度コロナが収まっていればいいと思うんですけれども、今の状況だと、そういったわけにはいかないと思うんですよね。

学校では今年の4月からスクールサポートスタッフがなくなったことで、各学校の先生方が協力し合って消毒作業など行っていたみたいなんですけれども、やっぱり時間的な余裕がなくて、本当に大変だという話を聞いているんですよ。

県からの支出金があるから、派遣するんだよというふうなスタンスではなくて、やっぱりこれ町独自の予算も視野に入れて、これから取り組んでいってほしいなと思うんですが、その辺についてお聞きします。

3番目の就学援助、Wi-Fiルーターの貸出しとか、そういうことで出てきたんだと思うんですけれども、それは理解いたしました。

この就学援助制度ですけれども、またこれちょっと同じことになっちゃうんですけれども、この制度やっぱりさらなる周知というのが必要になってくるんじゃないかなと。今求められているんじゃないかなと思うんですよ。

それで、具体的に言いますと、町のホームページで就学援助制度見ると、就学援助の要件ということで、非常に難しいんですよ。例えば町民税非課税世帯とか、あとは生活福祉資金の貸付受給世帯とか、そうすると、やっぱり自分がそれに値するのかどうかというのもちょっと難しいんですよ。ですから、やっぱり就学援助の対象となる家族構成、あと収入、そういうのが具体的な例として示して、誰が見てもやっぱり分かりやすい周知というのを考えていただきたいと思うんですが、それについてお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

体育施設にかかっていた経費のどれくらいの削減見込みかという御質問ですが、まず、5年間平均でこれまでかかってきた支出の分につきましては、全ての施設合わせて約2億円くらいになっています。利用者から頂く収入などの部分が約3,000万円ございますので、収支の差引で見ますと、かかっていた経費が約1億7,400万円ぐらいと。これが指定管理に移行した場合に、今試算しているところが支出面では企業努力によりまして、約1,900万円くらい削減できるのではないかと。あと、収入面につきましては、自主事業という形で、魅力ある事業を展開していただいて、その分の収入も指定管理者の収入になってきますので、収入面のほうで1,200万円ほどプラスになると。なので、ただいま収入と支出のお話をしましたが、トータルとして、1年当たり3,200万円は削減できるというふうに見込んでおります。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えいたします。

安田議員のおっしゃるとおりでございます。先生方がかなり苦勞しているということは承知のところでございます。

ただ、財政的にもなかなか難しい面がありまして、来年は引き続きまた行われるかどうかも分からない。

それと、町当局との協議もございますので、なるべく来年度につなげていければなというふうには教育委員会としては考えますので、その辺のところは、財政当局とも協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

それと、誰が見ても分かりやすい周知方法ということで、以前にも委員のほうに御指摘を受けておりますので、その都度改良はしていつているつもりでございます。

その中でもまた常々定期的に見て、分かりやすいような、また、ほかの市町村のところのいいところもまねをしながら、なるべく分かりやすいようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） スクールサポートスタッフ、あと、就学援助については理解いたしました。

債務負担行為のことですけれども、1年当たり3,200万円削減できるというふうな試算なんです。そこで、指定管理者にはサービスの向上とあと経費削減という、相反する課題を抱えつつ、限られたこの契約期間の中において実現するというふうな、困難な課題を要求されているわけですけれども、これについて、町としてどのように捉えているのか。できるとして判断しているんですけれども、それについて本当に率直な意見ちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

経費の削減とサービス向上が相反する部分があるという御質問でございますけれども、指定管理者制度に移行した場合は、町から頂いた委託料だけで、それに見合った仕事をするという観点ではなくて、先ほども少しお話ししましたが、自主事業ということで、自分たちが企画提案した事業を新たに、例えば受注した企業に所属するスポーツ選手が有名となれば、その方に利府町に来ていただいて、独自の事業を展開していただくとなれば、スポーツ面のサー

ビスの向上にもなると思いますし、そこで、収益も得られるということになれば、相反しない形で町民の方のサービス向上につながると考えています。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） じゃ、とりあえず3点お願いします。

12ページ、24款1項の6目臨時財政対策債、1億円今回プラスするわけですがけれども、その起債の理由、もう少し細かく教えていただきたいと思います。

それと、16ページ、3款1項3目14節の工事請負費で、旧児童デイサービスセンター跡地電柱撤去工事と入っているんですけれども、これ確認なんですけれども、普通電柱という一般的な電力かと思うんですけれども、宅内である場合、自分で立てた電柱があると思います。その辺の確認と、対象本数は何本なのか。その辺の確認です。

それと、その次のページ、17ページ、3款2項5目12節委託料、菅谷台保育所長寿命化計画策定業務委託料ということなんですけれども、この長寿命化計画、こういった内容なのか。その辺をちょっと内容的なものをお知らせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

12ページ、24款1項6目の臨時財政対策債でございますが、昨年度から1億円増加しております。こちら、内容につきましては、本来地方交付税として、普通交付税として市町村に国から交付される交付税の額が交付できないということで、国と地方自治体で折半ルールというのがありまして、お互いに借金をして、そしてこちらの部分の借入につきましては、普通交付税で全額算入されますので、そういった観点で、今回本算定という算定結果に基づきまして、7億円となったものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、地域福祉課長。

○地域福祉課長（佐々木辰己君） それでは、お答えいたします。

2点目でございます。16ページ、3款1項3目の工事費、児童デイサービスセンター跡地電柱撤去工事の内容といたしましては、本体のほうは令和2年度で解体工事終わりました。その中で、テレビの受信を伴う電柱ということで、1本ほど残ってましたので、こちらのほうの撤去ということで補正を上げさせていただきました。以上になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

計画の内容でございますが、まず、上位関連計画等を整理するとともに、施設の現状と課題を整理しまして、今後の改修等の内容や時期、概算費用等を整理しまして、コストの平準化を念頭に置いた年次計画、ロードマップを作成することとしております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 臨時財政対策債は分かりました。

児童デイサービスセンターの電柱、1本で20万2,000円ってちょっと高いかなと思うんですけども、これはこれから……。

あと、菅谷台保育所の長寿命化計画なんですけれども、一応ここに概算でしょうけれども、430万円計上しているわけです。一般的な感覚からいけば、あの程度の建築物は、その都度一般の住宅も含めてなんだけれども、その都度何か見つかったら補修していくみたいな感じでも十分やっていける建物じゃないかと思うんですよ。

それなのに、一応長寿命化計画と銘打って、その計画をつくる委託料にここで430万円計上しているということですね。対症療法でやっていけるような部分もあるわけですよ。一般的な感覚でいったらね。何かどこか壊れたから直すとか、長寿命化計画を新たにつくってまでやっていく必要があるのかということをもう一度説明お願いします。

それと、何でこんなことを言うかということ、これ430万円という金額ですよ。ちょっと話せるんだけれども、前から私言っている北部バスセンターの建物、あれ全然うっちゃっているんだけれども、ああいったものを置いておいて、それと、確かに重要度からいったらこっちのほうが重要なんだけれども、ある程度うまく管理していけば長寿命化計画的なものをつくらなくても管理はしっかりできるんじゃないかと思うんだけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、計画の策定でございますが、こちら計画を策定することに伴いまして、実施設計に直接いくということもできますし、補修の都度というふうなことも可能ではあります。

ただ、やはり計画を作成いたしまして、予防措置的に修繕を行っていくことで、コストの削減ということにもつながりますので、そちらのほうを念頭に置き、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、国のほうではこの計画を策定することによりまして、様々な財源のほうの確保等をさせていただける場合等もございますので、そちらのほうも検討しながらやっていきたいという

ことで、計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、3点お願いします。

まず、1点目、5ページです。

新町史の編さん業務事業ということで、ここの債務負担行為の話ですけれども、2,600万円ということで、この間の全協で説明いろいろありましたけれども、その中で、業務委託については、大変重要なので、精通した事業者へ委託して編集業務に努めますと、ポリシーがありまして、その中で、隣のページの編さん体制フロー図というのを説明ありましたけれども、この中に、要するに業務委託先の事業者の絵コンテがないということが1つ、どういう関連になっているのかなということが1つ疑問あります。

それから、2,600万円というお金の内容なんですけれども、恐らく編さん史、編さんのために本、編さん史作るんでしょうけれども、これは3か年で4、5、6で編さん資料収集、調査、委員会開催して、最終年度で製本するという事なんですけれども、内容的にいろいろもんだんんでしょうけれども、今デジタル化時代ということもありまして、いい機会だから、必ず本、製本ということもないと思うんですね。

だから、2,600万円も業者に委託して、委員会もある、事務局もある、いろいろ編さんの体制は整っているわけなんですけれども、そういうことで、本でやるとすればどれくらいの部数とか、あと、何で3年も必要なのかなということがちょっと考えますし、2,600万円かけてそれだけの費用対効果があるのかなと。

方法についてもどうなのかなということで、ちょっと疑問に思いましたので、質問いたします。

それから、下のページの生涯学習センター解体事業ですけれども、これ期間は4年度ということで、説明は、2か年で実施ということなんですけれども、この辺について説明、内容的にどのような解体事業になっているのか。8,900万円、約1億円に届くか、届かないかくらいの限度額なんですけれども、どの範囲なのかわちょっと教えてください。

それからあと、最後、3問目です。15ページなんですけれども、新型コロナウイルスの2款1項12目12節の委託料なんですけれども、これ財源の中で一般財源全部690万円一般財源なんですけれども、こちらは新型コロナウイルスの感染症地方創生臨時交付金ということで、財源については一般財源で果たしてここいいのかなという1つ疑問あるんですけれども、間違いはない

ですか。

まず、これ1つ確認と、それから、中身ですね。小中学校の修学旅行のバス運行業務委託、去年もやっておられると思うんですけども、教育長なんか、この間土村委員長の一般質問の中でぜひ感染防止のために、密を避けるためにということで、施策そのものは大賛成でございますけれども、中身ですね、教えていただきたいんです。

つまり、これ小中学校なので、小学校も入っていると思うんですけども、その中身……、現在というか、要するに学校で修学旅行積立費でやる範囲が何台で、交付金でやる範囲が何台、それで、乗車人員がどれで、密がこのとおりだから、解消されるというふうな話をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） ただいまの御質問、町史編さんに係る御質問についてお答え申し上げます。

初めに、資料のほうに、絵コンテのほうに入っていなかったということで、業者との関係性ですが、確かに絵コンテのほうに入っていなかったんですが、業者との関わりにつきましては、現在あります町史編さんの係のほうとこれから設置します町史編さん委員会、そちらのほうの編さん委員会のほうへの必要に応じて出席を求めますし、事務局側との連絡調整をしていくような内容となっております。

あと、先ほど申し上げ、御承認いただきましたデジタル化につきましてですが、今回今年度から業務のほう始めるわけですが、初めに、現在の町史のほうをお話のありましたように、デジタル化、打ち込みのほうでデータ化をします。

それに合わせまして、先ほど御説明した行政の歴史の部分の35年ぐらいですか、抜けている部分につきまして、そのままデータで準備を進めてまいります。

最終的に出来上がったものをそのデータで納品もしていただきます。

作成部数につきまして、1,000部程度を考えております。そちらにつきましては、データ化することによって、いずれ印刷等も容易に増刷することもできるというふうな考えを持っております。

年数でございますが、先ほど鈴木議員のほうから御質問あったときに、近隣の自治体の実績等も御紹介ありましたが、本格的な編さんになりますと、5年とか8年とかというのは実情のようでございます。今回の町の編さんにつきましては、先ほど申し上げましたように、昭和59

年以降現在までの行政部分についての主な編さんとなっておりますので、3年間の期間をかけて妥当かというふうに、町のほうで判断しております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 2点目お答えします。

同じく、5ページの生涯学習センターの解体事業でございます。こちら、隣にワクチン会場がございます。旧十符の里プラザの公民館、こちらの関係もありまして、当初予算で計上しておりましたが、いまだ工事が実施できない状況ということでございます。

そういったことから、2か年度で令和4年度まで実施するというので、今回債務負担を設定しております。

今後につきましては、ワクチン会場の様子を見ながら、早期に発注しまして、来年度中に完成を目指して進めるというようなところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

財源的には地方創生臨時交付金のほうで調整予定をさせていただいております。

あと、バスの便数でございますが、昨年度と同様になりますけれども、増便数については、小学校のほうでは各1便ずつと、あと、中学校に関しましては、利府中、しら中、西中ということで、合計で9便、平均して3便ずつ増えるような形で考えております。

それで、乗車率については、低いところだと65%から82%の間で乗車率が推移しております。増便をすることによって、50%以下の乗車率に変わっていくということになっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） まず、編さんのほうなんですけれども、確かに普通は5年から8年ということで、それくらいの大分経過年数も編さんしていないということで、かかるということで、それでも3年に短縮したんだよということだと思います。

なおさら、もう一步踏み込んで、表紙等についてはデジタル化することなんですけれども、ぜひ議論をしていただいて、経費削減のためにも歴史的な部分、そういう編さんの歴史的な部分というのは、私も理解していますけれども、やはり、その保管容量とか、あるいは長寿命化じゃないですけれども、そういうことも踏まえて、いろいろ議論しながら、まだこれからだと思いますので、ぜひその辺の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

2,000部ということなんですけれども、2,000部については、どのような考えの基で2,000部という部数を考えたのかお尋ねします。

それから、生涯学習センターについては、プラザも含めてということだと思っておりますけれども、プラザも含めてということではない。

そうすると、生涯学習センターだけで8,900万円、ちょっとこの見積りがかなり8,900万円、さっきもちょっと申し上げましたけれども、もう一度、その生涯学習センターだけであれば、かなり高額な設定になっていると思うんですけれども、その内容というか、概要についてもう一度説明をお願いいたします。

それから、修学旅行のバスについては、もちろん密を避けるということで、目的等は分かっているんですけれども、財源について、一般財源で間違いはないということでもいいんですか。さっき一般財源のこの予算書の中に補正額の財源内訳ということで、一般財源の中に入っていますけれども、それで間違いはないですか。交付金も。

国庫支出金の中に入るんじゃないですか。違うんですか。

それと、小学校1便ということで聞きましたけれども、中学校は9便ということなんです、小学校はほかに5校、全部で6校か。ありますけれども、ほかのそういうバスを利用しない修学旅行するということなのか、あるいはどういう考えでほかの学校は補助というか、交付金の対象にならなかったのかお尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） まず、1点目、総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これから作っていく町史につきましては、データによって管理というふうに考えておりますので、その辺は検討のほう進めてまいります。

あと、製作部数ですか、すみません。1,000部を予定しております。1,000部。そちらの用途といたしますか、作成部数の考え方につきましては、町史のほうができましたら、宮城県の図書館であるとか、関係機関への配布、あとは各町内会への配布と、そういったものを大体200部程度考えておまして、残った部分につきましては、一般の販売のほうにというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 2点目、生涯学習センターの解体事業でございますが、こちらの内容につきましては、まず、旧生涯学習センター、いわゆる旧庁舎の部分の解体の工事のみでござ

ございます。

金額についてのございですが、当初予算で1億7,000万円ほど計上してございます。それで、今回の補正予算書14ページお開きいただければと思います。

14ページの2款1項5目14節で8,600万円ほど減額しております。こちら、今年度分の減額しまして、来年度分の債務負担を設定して、2年度間で年度をまたいで実施するというような内容でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

先ほど言ったバスの増便については、小学校6校あるうち、5校該当しております。1校については、既に修学旅行が終わっておりますので、今回は該当していないということになります。

中学校につきましては、利府中学校、しらかし台中学校、西中と各4便、3便、3便というふうな形で、当初の予定があります。その中で、増便をしまして、乗車率を下げていくということになります。

利府中学校については、4便に対して4便増やす。しらかし台中学校については3便から2便増やして5便となります。西中については、3便から3便増やしまして6便というふうな形で、乗車率を下げる予定になっております。

あと、予算につきましては、13日の追加提案のほうで組替えをさせていただきますので、国庫支出金のほうに組み替えるというふうになっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、編さんのほうなんですけれども、1,000部ということで発行する予定ということで、さっき説明の中でいろいろな説明があつて、町内会とか、いろいろあつて、一般の方への販売というふうに私聞こえてきたんですけれども、一般の方へ販売するんですか。その件について伺います。

それから、学習センターについては、よく分かりましたので。

修学旅行については、小学校が1校でできなかったと。既に終わっていたということなんですけれども、そのときも多分コロナ禍であったのかなど。分かりませんが、聞いたわけでもない、前回の中学校のときも西中だけが希望しなかったから、そういう手当てはしなかったというふうに思っておりますけれども、やはりこのコロナ対応の密にならないという施策

については、やはりその段階においてその都度必ず実施すると。

結果論はしょうがないですね。感染する、しないというのは、それはいろんな要因があって感染するかどうか、ただ、万全の防止対策を取るというのはとても重要なことなので、実施する前に、やはり修学旅行の増便、バス使ったかどうか分かりませんが、使用した場合については、そういうことを万全の対策を取るべきだったかなというふうに思います。

それについてどういうふうに思うかということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

作成部数1,000部のうち、関係機関等に配布する200部を除きまして、残り約800部につきましては、一般に希望する方に販売するような形になっております。

現在の町史のほうにつきましても、希望があれば購入できるような形になっておりますので、同様に、一般の求めたい方に販売、あっせんしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

小学校の1校につきましては、6月に実施しております。まん延防止のときでございましたので、それと、乗車率が50%程度だったので、何かそこまで要望はされなかったということもありますし、今回について、補正をかけたということなので、そこで補助金のほうがコロナの関係で出てきたということもありまして、今回は該当させていただいたところでございます。

あと、西中につきましては、昨年度については、要望はなかったんですけども、今年度については要望がありましたので、該当させていただきたいと思って、予算的に上げております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 3点お願いいたします。

1点目は、16ページ、3款民生費の中の5目保健福祉センターの管理費の中で、役務費でレジオネラ菌の検査と上がり用水の検査料が額は小さいんですけども、入っております。たしか今年度からお風呂がなくなったと思いますけれども、これを教えてください。

それと、2点目は、20ページです。7款の商工費の中の観光費ですね。これは、負担金補助金で、補助金の中で、体験観光事業というのは、これはたしかコロナもあって、須賀地区です

か、の体験観光だったと思います。これが減額になっております。

その下の観光施設整備促進事業、御説明でたしか赤沼地区の番ヶ森というお話だったと思います。その説明をお願いいたします。どのような整備促進事業なのか教えてください。

最後のページ、24ページです。教育費の中で、体育施設と温水プールの長寿命化ということで対策工事費が出ております。体育館も非常に大きな額で工事を行いますし、プールのほうも930万円というので、プールのほうで一番故障が多いのがボイラーだと思うんですけども、今回はそういった工事は入れる必要はなかったのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保健推進課長。

○保健推進課長（小畑香代君） それでは、遠藤議員の1つ目の御質問にお答えいたします。

レジオネラ菌の検査でございますが、こちら確かに議員御指摘のように、男女の浴室のほうは、今年度休止という状況になっております。

年度当初というか、昨年度末というか、塩釜保健所のほうに確認したときには、休止状態であれば検査は要らないというところで確認していたんですが、まず、特別浴室、デイサービスのほうのお風呂のほうは、今稼働している状況で、そちらのほうの検査があったときに、浴槽の形というか、お風呂の状態が残っているのであれば、検査を普通のとおりに行っていたかという御指摘がありましたので、すみません。今年度分として計上させていただきました。以上になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、商工観光課長。

○商工観光課長（郷右近啓一君） 2点目についてお答えを申し上げます。

観光施設整備促進事業350万円でございますが、議員おっしゃるとおり、赤沼地区にあります番ヶ森公園の展望台の修繕にかかる費用、負担金ということになります。

まず初めに、番ヶ森公園についてちょっと簡単に御説明をさせていただきますが、番ヶ森公園ですが、葉山団地の北西に位置し、赤沼共有山保護組合が所有する、利府町で最も高い山でございます。山頂からは松島湾、仙台港、七ツ森、栗駒山などの大自然を360度パノラマで見渡すことができる絶景の観光スポットであり、町と観光協会がトレッキングコースとしても利用させていただいている貴重な観光資源であります。

この番ヶ森の頂にあります展望台でございますが、経年劣化により塗装の剥離、さびが著しく、危険であることから、所有者である赤沼共有山保護組合では、年内での解体を決定したものの、町及び観光協会としては、貴重な観光資源であり、馬の背同様、既存の地域資源を生か

した観光の振興と今後の東部地区における新たな観光ルートの構築に欠くことのできないものとして、補修し、引き続き観光資源として活用させていただくものであります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 3点目のプール関係の修繕についてお答えいたします。

まず、今回の9月補正予算に計上させていただいたものにつきましては、来年から指定管理に移行するわけですけれども、例えば指定管理制度に移行してすぐに何か大きなトラブルで壊れてしまって、数か月も休館してしまうということがないようなものを事業費として、ここに24ページのところに計上させていただいたところがございます。

ボイラー等の水回り関係なんですけれども、そちらにつきましては、体育施設の長寿命化計画に基づきまして、もう少し先の年度のところで修繕を入れていくという形になっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） お風呂の検査の件は分かりました。何かお風呂の形をしていたら検査をなさいというような、非常に変わったことだなと思いました。それは分かりました。

番ヶ森、非常に詳しく今御説明いただきました。私も一度だけ登ったことがありますけれども、トレッキングコースとしてもとてもいい場所ですし、ただ、もうほとんどの町民が知らない場所ですね。番ヶ森と言っても、非常に大衡のほうまで見渡せる非常にいい場所だと思いますし、あそこから写真を撮って、朝日、夕日を撮影するのも非常にいい場所だと聞いております。

ぜひこれを広く、馬の背も大分有名になってまいりました。この番ヶ森も利府で一番高い山と今お聞きしました。ぜひパンフレット等々に大きく入れていただきたいと思いますが、その辺の考え方をお願いいたします。

最後のプールの件ですけれども、大規模改修が必要なプールというのは、毎回毎回議会でも出ておりました。そこら辺もちょっと心配なところもありますし、それから、体育施設としてこの体育館も避難所だと思うんですが、避難所運営する場合、指定管理者になっておりますが、もし災害が起きた場合、すぐにこの町として避難所運営というものができるのか、その辺何かネックがないのかお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（郷右近啓一君） お答えいたします。

PRでございます。これまでは、個人所有でありましたので、ちょっと責任の所在、入山時の事故とか、そういう部分が懸念されて、積極的なPRは控えてまいりました。ただ、今後展望台の無償譲渡、あとはトレッキングコースの土地の賃貸借契約を結んで、年度内に、これから積極的にPRをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

体育館の避難所の部分でございますけれども、こちらはこれから募集をかける募集要綱と、その仕様書の中で優先的に使わせていただくことがあるということで、きちんと明記して避難所運営に影響がないようにと考えています。

また、少し外れますけれども、選挙の開票所などにもしておりますので、そういったものにつきましても、優先的に使わせていただくというような条件をつけようとしておるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかにありませんか。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） それでは、5ページ、債務負担行為でさっきね、及川議員からありましたけど、生涯学習センター解体経費で、3か年、4か年度分として8,998万5,000円が計上されております。

ページ替わりまして14ページ、財産管理費の14節工事請負費でマイナスの8,694万9,000円、これは生涯学習センターと赤沼分校の跡地の撤去工事が入っているんですけども、要は、プラスとマイナスが合っていないので、この部分で生涯学習センターの工事の当初の計画費用は変わっていないのかどうか。それとも増えていてこういうふうになっているのかの確認をしたいと思います。

2点目は、同じ生涯学習センター撤去なんですけれども、撤去した跡地の活用方法を検討した部分は進んでいるのかどうかをお尋ねします。

3点目、同じく、撤去するわけなんですけれども、結構コンクリート構造物が出てくるので、やっぱり壊そうとすれば防護柵とか防護ネットとかというのをしなきゃならないし、音も結構出ると思うんですけども、今あそこに社会福祉協議会、あとはシルバーが物産展なんかもあるんですけども、その辺の対策をどのように考えているのかお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

1点目、金額のずれについてでございます。14ページ、14節工事請負費の中につきまして、生涯学習センターの解体工事費分としましては8,740万円となっております。

また、その上の委託料の中に旧生涯学習センター解体工事施工管理業務委託料、こちらも減額の補正を今回行っております。

総額的には変わっておりませんが、支払いが工事につきましては、前払い金の50%分を今年度残しております。

12節の委託料、こちらの分につきましては、前金払いが発生しませんので、後払いで債務負担に入れさせていただいております。

結果、総額的には現在当初予算と変わっていないというふうな状況です。

なお、今後入札等執行しまして、減額になる請負差額分につきましては、適性に補正予算で措置していきたいと考えております。

次、2番目飛ばしまして、3番目でございますが、コンクリート構造物の解体ということで、当然ながら、遮音壁とか、そういった飛散防止措置、丁寧に対応してまいりたいと思います。

特に、各種団体近隣で補修をしておりますし、駐車場などで一般の町民の方も利用もあることから、今後きちんとした形で業者が決まりましたら、周りに御迷惑をかけないような対応をしていくという予定でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（千田耕也君） 木村議員の質問にお答えいたします。

跡地の利活用の部分だと思います。現在利活用で決まっているものにつきましては、中央児童センターの整備、それと、今第1分団のポンプ小屋がありますけれども、そちらのほうの消防団詰所の建て替えの分になっております。

今後どういう施設が生涯学習センターが解体されれば、広い土地利用が可能でございますが、今現在どのような施設が必要なのかというふうなところにつきましては、しっかりとニーズ調査をしながら検討していくというような流れになっております。

ということで、まだどういう施設を建てていくかということは決まっていないということでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 予算のほうは変わっていないということで、その分の運用だけだという

ことを確認したいと思います。

跡地の利活用というか、2点目と3点目関連になってくるんですけども、結局は、このところの取り壊しのために防護柵なり防護ネットなり消音設備なりつけると、ちょうど社会福祉協議会との間の今階段を下りて歩いている部分、あそこが丸々ふさがないとできないような形になっているのかなど。そのくらいの多分狭さだと思うんですよ。

だから、それやっぱりどんなふうに影響なくやっていくんだというのは、ちょっと慎重にやってほしいなと。やっぱり今利府町の弱者というかあれですけども、社会福祉協議会いろいろしている方がいるので、その部分が南北の部分でもエリアとればとるほど出入りが大変になってくるし、またあと、消音設備については、やっぱりどうしても構造物の取り壊しだから、やっぱり音が出ると。そのところで、たしか学童の関係もあそこ入っていますね、今ね。それにあと、シルバーなんかも入ってきているから、あの部分をどんなふうにやっぱり消音設備でやっていくのかというのがまず1点聞いておきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 再質問にお答えいたします。

工事につきましては、当然ながら、今設計段階ではきちんとした対応を予定しておりますが、なお、施工業者との十分な調整が必要かと考えております。

業者が決定しまして、そういった部分についてもきちんと町と業者の間で確認して、騒音対策、安全対策万全にして、近隣の団体に御迷惑をかけない形で実施していくということで考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 近隣に影響ないように、やっぱりやってほしいなというのが1点と、もう一つは、今あそこで残っていく物産売場もそうだし、あと、消防団の詰所の話もそうだし、社会福祉協議会もそうだし、あれをそのまま残すのかということ早期に検討しながら、あと対象の社会福祉協議会、シルバーセンター、あの辺とやっぱりきちっとやって今後どういうふうに持っていくのか。そのまま残して真ん中だけの活用にするのか、やっぱりあそこも含めて、どこか1か所にまとめながらやっていくという方法を検討していかないと駄目なんだというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（千田耕也君） 木村議員の質問にお答えいたします。

生涯学習センター跡地、十符の里プラザの跡地を生涯学習センターが取り壊されれば広く土地利用ができます。

現在あります社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの倉庫、あとはこちらのほうのふれあい館、ポンプ車庫の通りの倉庫、それらも含めてどのような形で整備していくか含めて、今検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかありませんか。2巡目。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） すみません。じゃ、2点、最後にお聞きします。

16ページ、2款6項3目14節の工事請負費、道路行政界表示板交換工事ということで、恐らくこれ化粧坂のミラクルボーイを替えると思うんですけれども、そこだけなのか、基数が。

それと、その素材、板の素材とサイズを教えてください。

それと、23ページ、10款4項5目文化交流センター運営事業費ということで、10節で需用費、消耗品費と出ているんですけれども、これ指定管理者制度の中でこういったものが発生するのはちょっと疑問を感じたんですけれども、その辺の説明をお願いします。

あと、12節委託料にしても、このおはなし会支援等業務委託料となっているんですけれども、金額が乗っかっていないので、下の館内壁画製作業務委託料と2つ項目が出ています。館内壁画ということであれば、ある程度施設の範囲内に入ると思うんですけれども、おはなし会という形であれば、これは指定管理の業務の範囲内と思うんですけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（千田耕也君） 高久議員の質問にお答えいたします。

まず、表示板につきましては、全部で10か所でございます。

各市町から利府町に入る境界のところに利府町とミラクルボーイが並んでいる標識になります。それが10か所あります。その交換の工事。

そして、標識の素材ですけれども、通常の素材になりますので、それにプリントで張りつけるというような形になります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 高久議員の御質問にお答えします。

文化交流センター運営費の中の需用費と委託料ということでございますが、まず初めに、委託料の部分について御説明させていただきたいと思ひます。

リフノスにつきましては、7月1日にオープンしまして、そのときに開館イベントを開かせていただいております。荒川 静さんにも利府町のほうに来ていただいて、オープンに花を咲かせていただきました。その流れをくみまして、この委託料の中で、荒川静香さんにおはなし会をしていただくという企画の部分と、後の上のおはなし会支援等業務委託関係でございます。

館内の壁画製作の部分につきましては、図書館の中にドーム型のおはなしの部屋がございまして、図書館側のほうには荒川静香さんが金メダルを取るまでの時間的な流れ、成長の軌跡をイラストで書いていただいて、あと、荒川静香さんが青山にお住まいだったときに育てていた大きな樹木などの絵も描いていただいております。

その作家の方に今度はそのおはなしの部屋の外側、エントランス側のほうがまだ何も描いていけませんので、そちらのところにまた新たな作品を本町に合ったものということで、今現在新幹線をモデルにしたものと考えていますけれども、壁画として描いていただくというものが2つ合わせての177万3,000円でございます。

その部分につきましては、指定管理者に今年度お任せした事業計画の中に入っていないもので、町の事業として取り組もうということで、今回生涯学習課で予算計上しています。

上の消耗品でございますが、今お話ししました荒川さん関係のイラストを描いていただいたという絵本が今年製作発表される予定になっております。こちらの絵本につきましては、その絵本を購入しまして、町内の未就学児の施設、あと小学校、児童クラブに配布して、リフノスのPRであったり、利府町のPRということで活用する本の購入を計上したものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 道路表示に関しては、10か所ということで、最初1か所しかないかと思ったんですけども、ちょっと10か所びっくりしました。

ただ、今言った化粧坂も入っているんですね。化粧坂の、何で素材とか聞いたかという、道路にはみ出した道路表示なんですよ。だよね。ああいう、相当安全管理とかという、相当やっぱり気を遣った施工になるので、一般的には板にしたってアルミ使うとか、ステンまでは思いから使わないかもしれないけれども、そういった素材使ったりしてやるんですよ。

だから、その辺のサイズの的なものである程度、最初1か所だと思っていたので、500万円は高いかなと思っていたんです。正直言って。10か所ということなので、最終的にはインクジェッ

トで出力して、それを板に張りつけるということだと思うので、それは理解しました。

それと、文化センターの件も要するに指定の範囲内のものを行ったということです。

ただ、ちょっと気になるのは、じゃ、この需用費と消耗品費でこの荒川 静さんが描いた絵本を配布するということなんだけれども、無償配布、これそうすると、文化センター、要するに、この文化交流センターの事業になるのかなと思ったんだけれども、それは学校教育の一般の範囲の話じゃないかなと思ったんですけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 1番はいいの。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

本を配るものは、指定管理者の事業であったり、学校関係の事業でないかという再質問でございますけれども、こちらは、リフノスというもののPRということを念頭に考えております。

新しくできましたリフノスという施設をよりよく運営していくということはもちろんでございますけれども、先ほど申しました荒川さんのストーリーを描いていただいたイラストだったり、樹木だったり、そういったものが公共施設の中でも利府のシンボル、これからなっていくというふうに認識しております。

そういったものがあることで、よその市町村でも同様の施設があれば、利府ではまたプラスアルファのそういったシンボリックなものがあるということで、PRできると考えていますので、今回壁画に描かれた内容の絵本ができる。それを町の関係施設、未就学児の施設などに配ることがリフノスのPRにもつながる。そして、町のPRにもつながると考えての予算計上でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） リフノスの広報というか、PRということでのくくりで計上したということですか。

ということで、思ったんですけれども、であれば、指定管理の業務の中にはこのPR業務は入っていないんですね。入っていないから、今後例えばまた何か広報とかする場合には、独自のこちらの一般会計の予算のほうで対処するというところで捉えてよろしいですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

今回別枠で予算計上させていただいたというのが指定管理者が事業計画として上げてきて、町が教育委員会が承認した内容以外のものということでしたので、今後の事業計画で

承認されたもの以外のものが出てくれば、このような対応になるものもあるかと思いますが、翌年度の事業計画につきましては、前年度中に業者と調整取っていきますので、なるべくこのような形にならないような形で次年度以降対応していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第52号令和3年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第53号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、議案第53号令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第53号令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

---

日程第13 議案第54号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第54号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第54号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第55号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、議案第55号令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第55号令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第56号 令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第56号令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。12番、高久時男君。

○12番（高久時男君） まず、この今回152万2,000円プラスなんですけれども、この財源を教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活環境課長。

○生活環境課長（福島 俊君） 高久議員にお答えします。

財源につきましては、100万円がこちらを運営する町営霊園等管理運営基金の繰入金から100万円、それからあとは、前年度の繰越金52万2,000円でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 管理料から100万円を積み立てるといことです。

この間ちょっとこれで聞かれたことがあったので、ちょっと行って聞いたんですけれども、この管理料、令和2年度でこの墓地を所有している人たちに管理料の内訳というものを配っていますよね。管理料の歳入が413万7,000円あって、歳出、要するに管理に要した費用が149万9,000円、150万円ぐらいですよ。最終的に差引263万8,000円は、要するに積み残しという形で残った。そのうちの100万円を要するに基金に繰り入れたということですよ。じゃないの。

これ、基金積立ては必要だと思います。いずれ管理の中で草刈ったり、掃除したりとかという段階だけで終わらなくて、最終的にはある程度長期で側溝とか何かというものが壊れたときに対処しなくちゃいけないお金を積んでおく必要はあると思います。

ただ、この誤解を招くようなものを決算的なもので流しているんですよ。所有者に。管理料として積立、管理基金に積み立てますという形で明示しているんですけども、金額的に400万円増えて、最終的に260万円残ったというところがちょっとやっぱり気にかかる。

だから、その辺はある程度今後出すときは、管理料として幾ら幾ら積み立てます、この管理料の積立金はこういうものに使いますというものをしっかり明示してもらいたいと思います。

その点。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活環境課長。

○生活環境課長（福島 俊君） お答えします。

管理料につきましては、決算状況というようなのを毎年お送りしております。ただ、その表記につきましては、ちょっと工夫がある必要なのかなと感じるところもありますので、来年度以降も検討していきたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、1点だけ、7ページ、今いろいろ議論ありましたけれども、町営墓地の管理費100万円かけて管理収納システムの構築業務委託ということで、部外委託するような格好になりますけれども、今まで町営墓地は不良債権もなく、健全経営だったんですけれども、方法としては、手法としては、割賦を発行して割賦で納めてもらっているというのが主だったと思いますけれども、ここの管理収納システムの構築に至った、業務委託にするに至った経緯等、内容について伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活環境課長。

○生活環境課長（福島 俊君） 及川議員にお答えします。

こちらの管理料ですが、おっしゃるとおり、割賦で今まで納めていただいております。ただ、納める先というのが指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関の6行になっておりましたので、どうしても時間的な縛りがあるということで、時代にそぐわないのではないかというような意見を年度当初いただいております。

そういったこともございまして、あと、今現在滞納もございませんが、今後のことも考えまして、コンビニ収納ができるようにするために、収納部分だけでも電算化する。今までは、台帳とあとエクセルで何とか管理してきたんですけれども、685件なんですけれども、そういったこともございまして、サービスの向上という観点から、今回導入するものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第56号令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第57号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、議案第57号令和3年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第57号令和3年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第58号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、議案第58号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第58号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩とします。再開は13時とします。

午前11時48分 休憩

---

午後0時57分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第18 議案第59号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、議案第59号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第59号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、15番 遠藤紀子君、16番 渡辺幹雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のため申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。なお、白票の取扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。15番 遠藤紀子君、16番 渡辺幹雄君、開票の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 15票

反対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第59号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第19 議案第60号 教育長の任命について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、議案第60号教育長の任命についてを議題とします。

教育長から発言の申出がありますので、許可します。教育長。

○教育長（本明陽一君） ただいま議題となっております本案につきましては、私に関わる案件でございますので、慣例に倣いまして退場をお許し願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育長の退場を認めます。

〔教育長退場〕

○議長（吉岡伸二郎君） 提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第60号教育長の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、1番 今野隆之君、2番 渡邊博恵君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選

任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。なお、白票の取扱いは、会議規則第78条の2の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。1番 今野隆之君、2番 渡邊博恵君、開票の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第60号教育長の任命については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第20 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、議案第61号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第61号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定しました。

---

日程第21 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第21、議案第62号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第62号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定しました。

---

日程第22 認定第1号 令和2年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第2号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第3号 令和2年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第4号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第5号 令和2年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第6号 令和2年度利府町水道事業会計決算の認定について

日程第28 認定第7号 令和2年度利府町下水道事業会計決算の認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、認定第1号令和2年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、認定第7号令和2年度利府町下水道事業会計決算の認定についてまでは、議事の関係上、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております認定第1号から認定第7号までの令和2年度各種会計決算の認定について、順次御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、**認定第1号令和2年度利府町一般会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が181億8,883万545円、歳出総額は175億2,065万1,578円となり、歳入歳出差引残額は6億6,817万8,967円であります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は5億8,282万5,300円となっており、3億円を財政調整基金に積み立て、残りの2億8,282万5,300円を令和3年度へ繰り越しております。

次に、**認定第2号令和2年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額は28億5,282万7,894円、歳出総額は27億8,894円となり、歳入歳出差引残額は6,879万9,000円であります。このうち6,000万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、残りの879万9,000円を令和3年度へ繰り越しております。

次に、**認定第3号令和2年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が21億8,483万5,838円、歳出総額は21億3,548万7,905円となり、歳入歳出差引残額は4,934万7,933円であります。このうち2,500万円を介護保険事業財政調整基金に積み立て、残りの2,434

万7,933円を令和3年度へ繰り越しております。

次に、**認定第4号令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が3億1,540万9,422円、歳出総額は3億960万8,646円となり、歳入歳出差引残額は580万776円で、その全額を令和3年度へ繰り越しております。

次に、**認定第5号令和2年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算**でございますが、歳入総額が1,224万8,639円、歳出総額は1,112万5,569円となり、歳入歳出差引残額は112万3,070円であります。そのうち60万円を町営霊園等管理運営基金に積み立て、残りの52万3,070円を令和3年度へ繰り越しております。

208ページ、209ページをお開き願います。

**認定第6号令和2年度利府町水道事業会計決算**でございますが、（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益につきましては、決算額10億3,915万534円であり、支出の第1款水道事業費用につきましては、決算額8億9,819万497円であります。

210ページ、211ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額8,259万2,858円であり、支出の第1款資本的支出につきましては、決算額4億3,720万9,760円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,461万6,902円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,649万6,339円及び過年度分損益勘定留保資金3億2,812万563円で補填しております。

239ページ、240ページをお開き願います。

**認定第7号令和2年度利府町下水道会計決算**でございますが、（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益につきましては、決算額12億4,622万753円であり、支出の第1款下水道事業費用につきましては、決算額12億1,027万5,148円であります。

次に、241ページ、242ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入につきましては、決算額2億4,887万9,000円であり、支出の第1款資本的支出につきましては、決算額3億9,318万4,948円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,470万5,948円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額483万6,326円、当年度分損益勘定留保資金1億3,537万円及び引継金449

万9,622円で補填しております。

以上が認定7件でございます。

なお、会計管理者から概要を説明させますので、よろしく申し上げます。

また、詳細につきましては、決算書の事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧いただくとともに、決算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、会計管理者より概要の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（鈴木則昭君） 認定第1号から第5号までの令和2年度利府町一般会計及び特別会計の決算概要につきまして御説明申し上げます。

利府町歳入歳出決算書の3ページをお開き願います。

歳入でございますが、表の一番下の歳入合計欄を御覧願います。

予算現額182億6,571万8,667円に対しまして、調定額183億3,530万5,544円、収入済額は181億8,883万545円で、前年度と比較して24億2,359万9,615円、15.4%の増となりました。

また、不納欠損額425万9,255円、収入未済額1億4,221万5,744円で、収入率は予算現額に対して99.6%、調定額に対して99.2%となっております。

4ページの歳出でございますが、歳出合計を御覧願います。

予算現額182億6,571万8,667円に対しまして、支出済額175億2,065万1,578円で、前年度と比較して24億9,624万4,486円、16.6%の増となりました。

予算現額に対する支出率は95.9%であります。なお、翌年度繰越額1億4,852万3,667円につきましては、文化複合施設整備事業、（仮称）新中道線道路整備事業や令和3年2月地震関連の災害復旧事業などを令和3年度に繰り越したものであります。

次に、5ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の決算額でございます。

歳入でございますが、歳入合計欄を御覧願います。

予算現額29億3,994万4,000円に対しまして、調定額29億7,032万302円、収入済額は28億5,282万7,894円で、前年度と比較して6,245万1,743円、マイナス2.1%の減となっております。

不納欠損額671万8,554円、収入未済額1億1,077万3,854円で、収入率は、予算現額に対して97.0%、調定額に対して96.0%となっております。

6ページの歳出でございますが、歳出合計を御覧願います。

予算現額29億3,994万4,000円に対しまして、支出済額27億8,402万8,894円で、前年度と比較して8,102万5,156円、マイナス2.8%の減となっております。予算現額に対する支出率は94.7%であります。

次に、7ページをお開き願います。

介護保険特別会計の決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧願います。

予算現額22億2,017万5,000円に対しまして、調定額21億9,465万5,768円、収入済額は21億8,483万5,838円で、前年度と比較して1億113万8,087円、4.9%の増となっております。不納欠損額157万4,999円、収入未済額824万4,931円、収入率は、予算現額に対して98.4%、調定額に対して99.6%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧願います。

予算現額22億2,017万5,000円に対しまして、支出済額21億3,548万7,905円、前年度と比較して1億1,366万4,891円、5.6%の増となっております。予算現額に対する支出率は96.2%であります。

次に、8ページを御覧願います。

後期高齢者医療特別会計の決算でございます。歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧願います。

予算現額3億1,415万8,000円に対しまして、調定額3億2,083万9,026円、収入済額は3億1,540万9,422円で、前年度と比較して2,121万1,279円、7.2%の増となっております。不納欠損額77万6,600円、収入未済額465万3,004円、収入率は、予算現額に対して100.4%、調定額に対して98.3%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧願います。

予算現額3億1,415万8,000円に対しまして、支出済額は3億960万8,646円で、前年度と比較して2,182万5,766円、7.6%の増となっております。予算現額に対する支出率は98.6%であります。

9ページをお開き願います。

町営墓地特別会計の決算額でございます。

歳入でございますが、上の表の歳入合計を御覧願います。

予算現額1,221万6,000円に対しまして、調定額1,224万8,639円、収入済額は1,224万8,639円

で、前年度と比較して210万3,817円、20.7%の増となっております。不納欠損額及び収入未済額はございません。収入率は、予算現額に対して100.3%、調定額に対して100.0%となっております。

歳出でございますが、下の表の歳出合計を御覧願います。

予算現額1,221万6,000円に対しまして、支出済額は1,112万5,569円で、前年度と比較して150万7,293円、15.7%の増となっております。予算現額に対する支出率は91.1%であります。

続きまして、196ページをお開き願います。

財産に関する調書について御説明申し上げます。

1、公有財産（1）土地及び建物でございますが、ウ、総括の表の一番下の合計を御覧願います。

土地の決算年度増減は2,847.15平方メートルの増であり、主なものは、文化複合施設であります。

建物につきましては、197ページの右から2列目の延べ面積計の決算年度増減を御覧ください。324.67平方メートルの増であります。主なものは、木造の森郷児童デイサービスセンターの解体による227.07平方メートルの減、非木造の利府第三小学校の仮設校舎492.48平方メートルの増であります。

次に、203ページをお開き願います。

3、基金の状況でございますが、14の基金の決算年度末現在高の総額は33億5,110万6,000円で、前年度より1億309万1,000円の増となっております。

なお、（1）利府町財政調整基金（3）利府町公共施設整備基金及び（12）利府町営霊園等管理運営基金において、国債を購入した債券運用を行っております。

以上が令和2年度利府町一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由及び概要の説明を終わります。

続いて、代表監査委員より決算審査意見の説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（宮城正義君） それでは、令和2年度利府町各種会計歳入歳出決算等の審査結果につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元に配付されております令和2年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の1ページを御覧ください。

1の審査の対象でございますが、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から審査に付された一般会計及び4つの特別会計の令和2年度の歳入歳出決算が対象でございます。

2の審査の方法でございます。記載されております（1）から（4）までの4つの観点から審査を実施しております。審査の方法といたしましては、関係課等へ資料の提出を求め、既に実施した例月出納検査等の結果も参照し、7月13日から8月11日までの10日間にわたり、関係課長、係長から説明を受け、審査を実施いたしました。その結果につきましては、8月24日に令和2年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書として町長に提出をしております。

3の決算の概要でございます。令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入決算総額は235億5,415万2,338円で、前年度に比べ17億6,458万6,563円の増加となりました。また、歳出決算総額は227億6,090万2,592円で、前年度に比べ18億7,369万7,558円の増加となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明がありましたので、省略させていただきます。

続きまして、2ページ、4の審査の結果及び意見でございます。

令和2年度利府町各種会計歳入歳出決算を審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確であると認められました。

一方、収入支出事務関係において、次の留意すべき事項が認められました。

まず、収入関係でございます。初めに、アの町税の徴収等でございますが、収納強化を図るため、休日開庁日及び毎月月末に相談窓口を開設しており、徴収に努力をしております。また、滞納者の納税資力等の判別を行い、財産の差押えや滞納処分の執行停止を適用するなどして滞納整理に努力をしていることが認められました。

しかしながら、町税全体の収入未済額は1億2,139万3,062円となり、前年度よりも1,551万9,837円増加しております。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあると思われませんが、税の公平性の観点から、長期滞納者の所得及び資産の調査を行い、法的手段を含めた適切な徴収対策を講ずる必要があります。

イの税外収入の収入未済状況は、保育所保育料の現年度分の収入未済額は発生しておりません。また、過年度分の保育料、住宅使用料の減少が見られ、所管課における徴収の努力は認められます。しかし、それ以外の災害援護資金返済金や学校給食費が増加しております。総額といたしましては、前年度より250万7,619円増加しております。町税同様に、引き続き受益者負担の公平、公正の観点から、収入未済額の解消に向けた努力を望むものであります。

ウの寄附金でございます。ふるさと納税制度による寄附金は、首都圏での読売新聞や地下鉄

大江戸線への広告等を掲載したこともあり、1万6,987件、2億2,215万7,062円となりまして、前年度より1万5,680件、1億2,488万5,184円増加いたしました。寄附金は、寄附者の声に沿って広く町民のために使われることとなりますので、適切な管理と運用に努めるよう望みます。

エの特別会計における収入未済状況であります。特別会計全体で1億2,367万1,789円、前年度に比べて4,747万7,942円減少しております。これは、主に下水道特別会計が地方公営企業法を適用し、企業会計に移行したことに伴い減少したものでございます。

また、国民健康保険特別会計の収入未済額も減少しております。今後も特別会計の健全な運営のため、収入未済額縮減のため取組に努めるよう望みます。

次に、支出関係でございます。

アでございますが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、2月に発生した地震による災害もあり、年度内完了が難しいことから、地方自治法の独立の原則の例外として、やむを得ず繰り越している事業もありますが、その中の繰越事業に対して繰越財源が過大に繰り越されている事業もあり、多額の不用額が生じている事業が見受けられますので、事業の内容を十分精査し、適的な金額を算出して繰越額を決定するよう望みます。

イの町が保有する学校等の公共施設の管理に当たっては、定期的な点検作業を実施し、良好の状態を保守や修繕に取り組んでいる努力は認められます。しかし、期間の経過とともに老朽化が進み、大規模な改修時期が到来します。安全で安心な施設の利用を提供をするためにも、利府町公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な施設管理に取り組まれることを望みます。

まとめといたしまして、令和2年度の決算は、町税が前年度に比べ約4,124万円減少しております。また、収入未済額は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度に比べ約1,552万円増加しております。また、税外収入の収入未済額は、保育料、住宅使用料で減少したものの、災害援護資金返済金や学校給食費で増額となっております。今後も受益者負担の公平、公正の観点から、税外収入も含めた収入未済額の解消に向けた取組に期待するものでございます。

なお、5ページから18ページまで、決算資料を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、19ページをお開きください。

利府町土地開発基金運用状況の審査意見でございます。

4月7日付で地方自治法第241条第5項の規定に基づき、定額の資金を運用する基金として町長より審査に付されております。

1の審査の方法でございます。土地開発基金は、設置の目的に従い適正に管理、運用がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、担当課から必要な資料の提出を求め、さらに担当課長等に説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

2の運用の概要でございます。記載されておりますとおり、現在の土地開発基金の内訳は、現金が898万9,000円、土地が1億9,101万1,000円となっており、土地については、駅前広場と都市計画道路大町線の先行取得分であり、基金全体の95.5%となっております。

3の審査の結果及び意見でございます。基金の審査の結果、計数は正確であると認められました。しかし、保有する土地につきましては、現在は利府駅周辺地区活性化事業用地等に使用されております。土地開発基金は公共用地の円滑な取得を目的に創設された基金であり、土地の取得後は遅滞なく一般会計で再取得し、公有財産として管理すべきものであります。今後の基金の活用のためにも、事業計画の見直し等を検討し、基金設置の趣旨に沿うようにすべきであります。

20ページをお開きください。

利府町水道事業会計決算審査意見書であります。

1の審査の方法でございます。令和2年度利府町水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長から審査に付され、(1)(2)の観点から、担当課へ資料の提出を求め、例月出納検査等も参照にして調査をし、さらに6月30日に上下水道課長等から説明を受け、慎重に審査を実施いたしました。

2の決算の概要でございますが、(1)の事業の概要から、26ページの(7)の経営状況の推移までにつきましては記載されておりますとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

27ページをお願いします。

3の審査の結果及び意見でございます。令和2年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表は公営企業法等に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状態は適正に表しているものと認められました。

収益的収入は、前年度より3,021万9,531円少ない9億5,738万1,251円となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が全国に発出されたことから、利府町においても町民生活や企業活動の影響を考慮し、基本料金3か月減免したことによるものでございます。

収益的支出は、漏水等の修繕工事や有収水量向上のための湧水調査業務委託等の事業を実施いたしておりますが、収益的支出全体としては前年度より4,436万5,298円減の8億4,220万2,883円となりました。その結果、収益的収支においては、現金を伴わない長期前受金戻入益を含め1億1,517万8,268円の純利益が生じ、前年度の繰越利益剰余金2億4,607万9,091円を加えた3億6,125万7,359円が令和2年度の未処分利益剰余金となっております。

また、資本的収入は、主に法人分に充当していた企業債が工事の完成に伴い減少し、8,259万2,858円となりました。

資本的支出は、浄水場監視制御設備等の更新工事が令和元年度に完成したことにより、3億1,970万3,142円の減額となっております。その結果、資本的収支においては3億5,461万6,902円の不足額が生じましたが、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,649万6,339円と過年度分損益勘定留保資金3億2,812万563円で補填をしております。

意見といたしましては、令和2年度の水道事業は、商業施設の開店などにより、排出量が増えており、また、漏水調査等により有収水量も増加しております。有収水量の増加は、平成30年度に策定した利府町水道事業アセットマネジメント及び利府町水道事業ビジョンの活用により、健全な維持管理を行った成果であると思われまます。今後も本町の将来を見据えながら、安心で安定した水の供給と計画的な水道事業経営に努められることを望みます。

なお、29ページから31ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、32ページをお願いします。

利府町下水道事業会計決算審査意見書であります。

審査につきましては、6月8日付で地方公営企業法第30条第2項の規定に基づいて町長より審査に付されております。

審査につきましては、（1）（2）の観点から書類等の提出を求め審査をし、例月出納検査の結果も参照して、さらに、6月30日に上下水道部長、課長等から説明を求め審査をしております。

2の決算の概要であります。

32ページの（1）事業の概要から38ページ（7）の経営状況の推移までの詳細につきましては、記載されているとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

39ページの検査の結果及び意見でございます。

令和2年度の利府町水道事業会計決算を審査した結果、決算報告及び財務諸表は、公営企業法に準拠して作成され、計数は正確であり、かつ事業の経営成績及び財務状態を正確に表しているものと認められました。

収益的収入については、12億737万4,047円、収益的支出が11億8,139万4,911円となりました。その結果、収益的収支においては2,597万9,136円の純利益が生じ、令和2年度の未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入が2億4,887万9,000円、資本的支出が3億9,358万4,948円となりました。その結果、資本的収支においては1億4,470万5,948円の不足が生じましたが、不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額583万6,326円と、当年度損益勘定留保資金1億3,537万円及び引継金449万9,622円で補填をしております。

意見といたしましては、令和2年度の下水道事業は、処理面積が前年度より増加したことや、不明水対策による管渠の補修が進んだことにより、有収水量が前年度より増加しております。しかしながら、下水道施設は、事業開始から40年以上も経過し、施設の老朽化が進んでいることから、平成31年度に策定した利府町下水道事業経営戦略等を活用して、適性かつ計画的な管理による整備を望みます。

また、令和2年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、下水道事業の経営状況がより明確に把握できるようになりましたので、経営の健全化や適切な維持管理に取り組まれることを望みます。

下水道施設は、生活環境改善と公衆衛生の向上に欠かすことのできない施設であることから、計画的な整備や適切な管理の下、不明水対策や老朽化対策などによる適切な排水機能の確保に努められることを望みます。

なお、41ページから43ページまでの参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、44ページの令和2年度財政健全化審査意見書及び45ページの令和2年度利府町水道事業会計及び下水道会計の経営健全化の審査の意見につきましては、報告第8号で報告がありましたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、令和2年度利府町各種会計歳入歳出決算等審査意見書の概要説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で決算審査意見の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております認定第1号から認定第7号までの令和2年度

利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和2年度利府町各種会計歳入歳出決算につきましては、議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。お配りいたしました変更後の9月定例会審議予定表のとおり、追加の議案審議のため、9月13日は会議を開くことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、9月13日は会議を開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月13日は定刻より会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後1時59分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年9月10日

議 長

署名議員

署名議員